事業継続計画（ＢＣＰ）

**《サイバー攻撃用》**

○○病院

第１章　基本方針

１．ＢＣＰ策定の目的

○○病院（以下、「当院」という）は、医療情報システムの故障およびサイバー攻撃等で障害が発生した場合でも、病院機能を可能な限り維持しまたは早期に復旧し、病院内の全職員が協力して、可能な限り医療サービスの提供を維持することを基本方針とし、本事業継続計画（ＢＣＰ）を策定する。

２．適用の範囲

当院のすべての部門に適用する。

３．文書管理と開示範囲

　　本事業継続計画（ＢＣＰ）は、事務部が原本の最新版管理を行い、病院内全部門の全職員に開示し周知する。

第２章　想定する障害

１．対象とする医療情報システム

　　（１）電子カルテシステム「○○」

　（２）画像診断システム「○○」

（３）薬剤管理支援システム「○○」

２．障害の内容

　（１）医療情報システムの故障による利用不可

　（２）サイバー攻撃による医療情報システムの利用不可

第３章　医療情報システムの管理体制

１．医療情報システム安全管理責任者

　　事務長を、○○病院内に設置する「医療情報完全安全管理責任者」とする。

２．管理部門

　　○○課にて、次のとおり、医療情報システムの管理を行う。

　　（１）サーバ、端末ＰＣ、ネットワーク機器の台帳管理

　　（２）利用者ＩＤ台帳の管理

　　（３）情報セキュリティ対策

　　（４）システム異常（不具合）時の対応

第４章　障害時の行動計画

１．初動対応

　　障害発生から３０分以内に、次のことを行うこととする。

　　（１）障害発生範囲の把握

部門の責任者は、障害の状況を○○課へ報告する。

（２）復旧可否の判断

○○課にて、１次対応を行い、医療情報システム安全管理責任者へ報告する。

（３）システムおよび関係部門への報告・連絡

医療情報システム安全管理責任者等により、障害の状況を報告・連絡する。

　【報告・連絡先】

　　　　　　　・システム業者（○○、○○）

　　　　　　　・院長、看護部長、関係部門

　　　　　　　・行政機関等（警察、厚生労働省、顧問弁護士等）

　（４）診療可否の判断と診療形態の決定

２．診療体制の確保

　　院長が診療継続と判断した場合、次のとおり対応する。

　　（１）稼働可能端末でカルテビューワの起動を確認

（２）診察室等への未記入の紙診療録、処方箋の準備

（３）紙診療録による診察開始

（４）窓口会計は、当日行わず、後日精算とする

３．医療情報システム業者への対応

　　（１）業者連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| システム | 会社名 | 担当者 | 連絡先 |
| 電子カルテシステム | ○○ | ○○ | ○○ |
| 画像診断システム | ○○ | ○○ | ○○ |
| 薬剤管理支援システム | ○○ | ○○ | ○○ |

　　（２）状況確認等

　　　　・障害の原因と範囲

　　　　・復旧までの見込み時間

付　　則

この計画は、令和○○年○○月○○日から施行する。